

駐車サービス券 利用約款

2019年4月1日

第1条（約款の目的）

1. 本約款は東山遊園株式会社星が丘駐車場（以下、「当社」という）が発行する駐車サービス券について特約店及び個人に対し購入及び利用の方法、利用者による利用方法その他事項を定めるものです。

第2条（用語の定義）

本約款中で使用する用語の定義は、以下の通りとします。

1. 駐車サービス券

当社が発行する駐車用サービス券をいいます。

2. 星が丘駐車場

当社が運営し、または当社との契約に基づいて駐車場を運営委託する管理会社が管理する駐車場であって駐車サービス券を利用できる設備を有する駐車場をいいます。

3. 利用者

星が丘駐車場を利用し、駐車サービス券で駐車場利用料金の全部または一部を精算する者をいいます。

4. 特約店

駐車サービス券を利用者に配布する目的で購入するため事前に当社と特約店登録をした店舗等の事業者をいいます。

5. 個人

特約店の店舗を利用せずに駐車サービス券を購入者本人が利用する者をいいます。

第3条（約款の遵守）

特約店及び個人は本約款の定めるところに従って駐車サービス券を購入、利用するものとします。

第4条（利用料金）

駐車サービス券は、星が丘駐車場の利用料金の精算に際し利用者が、券面記載の時間の精算のために利用することができます。

第5条（利用できる駐車場）

駐車サービス券は、星が丘駐車場においてのみ利用することができます。

第6条（釣銭）

駐車サービス券の券面時間が駐車場利用時間を上回る場合であっても釣銭はお支払いいたしません。

第7条（有効期限）

駐車サービス券は、駐車サービス券の券面に記載された有効期限内においてのみ利用することができます。

第8条（購入）

駐車サービス券の購入を希望する特約店及び個人は、本約款の内容を承認の上、購入を希望する駐車サービス券の種類及び枚数を所定の方法により当社に通知して購入の申込を行うものとします。

第9条（個別契約の成立及び代金決済）

当社は特約店及び個人から購入の申込を受けたときは申込を拒絶する旨その他別段の意思表示をした場合を除き、特約店及び個人に対し申込を受けた種類及び枚数の駐車サービス券を速やかに交付するものとします。なお、代金の支払条件については、当社の定めるところに従うものとします。

第10条（申込の拒絶）

特約店及び個人において、当社の定める与信等の基準を満たさなくなった場合、または当社の名誉もしくは信用を著しく毀損する行為があったと当社が認めた場合には、駐車サービス券の購入の申込を中止することがあります。

第11条（配布制限）

特約店は、飲酒等により利用者が正常な判断を欠き自動車の運転に支障をきたす恐れがある場合、利用者に対して駐車サービス券の配布を行わないものとします。

第12条（利用者との間での紛争）

駐車サービス券の利用に関し、特約店と利用者との間に紛争を生じたときは、両者間で責任をもって解決するものとし、特約店は、当社に何らの迷惑をも及ぼさないものとします。

第13条（返品・払戻の不可）

当社は、個人が購入した駐車サービス券について事由の如何を問わず返金または払戻の請求には応じることとはなく（有効期限を経過している場合も同様とします）、特約店が購入した駐車サービス券については別途定めるものとします。但し、駐車サービス券の有効期限内において利用可能な星が丘駐車場がすべて閉鎖されたときは、この限りではありません。

第14条（駐車サービス券の利用方法）

利用者による駐車サービス券の利用方法は「駐車サービス券利用約款」の定めるところに従います。

また特約店は、利用者に対し同約款の内容を周知するよう努めなければなりません。

第15条（入庫の不保証）

駐車サービス券は当社駐車場に常時入庫可能であることを保証するものではありません。また利用状況により駐車場が閉鎖されている場合や利用を希望される駐車場が満車の場合もあります。

第16条（駐車場料金及び利用時間）

駐車場の駐車料金は、随時変更されることがあります。駐車料金は時間帯及び曜日により異なる駐車場もありますので特約店及び個人利用者において常時ご確認ください。

第17条（保管）

駐車サービス券は直射日光または磁場等の発生している場所で保管してはなりません。

第18条（有償譲渡の禁止）

駐車サービス券は有償で譲渡・転売することはできません。

第19条（駐車場機器の故障・読取不能等による利用不能）

1. 駐車サービス券は駐車場機器の故障、停電、磁気テープの読取不良その他の事由により、一時的に利用できない場合があります。この場合、駐車料金は利用を希望される駐車場において現金等、使用可能な他の手段にてご精算ください。
2. 前項の場合、利用不能となった原因の如何及び利用者の責任の有無にかかわらず、当社はいずれも特約店及び個人に対し一切責任を負わないものとします。

第20条（反社会的勢力の排除）

当社及び特約店と個人は、相手方または相手方の代理若しくは媒介をする者（これらの者が法人の場合、その代表者若しくは実質的に経営権を有する者）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者であることが判明した場合、何らの催告をすることなく本約款に係る取引を解除することができます。

第21条（約款の変更）

本約款は特約店及び個人の同意無く変更できるものとします。その場合一定の予告期間において周知の方法をとるものとし当社ホームページ（<http://www.hoshigaoka.co.jp/parking/>）で公開するものとします。予告期間経過後は変更の約款を適用します。